

広島県教育委員会訓令第六号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

広島県教育委員会

委員長 平田克明

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（出勤）

第五条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

2 校長は、出勤簿を整理保管するものとする。

附則

この教育委員会訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。